

1 用語解説

「B C P」

自然災害、火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

「S N S」

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表的なソーシャル・ネットワーキング・サービスとして、mixi（ミクシイ）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがあります。

あ行

「一般介護予防事業」

すべての第一号保険者（65歳以上の高齢者）などを対象に、介護予防事業を提供し、高齢者の健康と暮らしの向上を目指す事業で生活習慣病の予防、転倒予防に向けた筋力向上訓練日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりに取り組む事業のこと。

か行

「介護予防・生活支援サービス事業」

介護保険の要介護認定で要支援1、要支援2に認定された方、基本チェックリストによりサービス事業対象者（生活機能の低下がみられ、要支援状態となる恐れがある高齢者）と認定された方が訪問型サービス（掃除・洗濯などの日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、その他の生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食など）の提供する事業のこと。

「コミュニティソーシャルワーカー」

支援を必要とする人の相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、また、地域を基盤とする支援活動、見守り・発見などの体制づくり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするものです。

さ行

「災害ボランティアコーディネーター」

災害時に災害ボランティアセンターが設置されます。災害ボランティアコーディネーターは、この災害ボランティアセンターで、被災者ニーズの把握とボランティア活動希望の適切なマッチングを行います。

「ストレスチェック」

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。

「生活困窮者自立支援事業」

働きたくても働けない、住むところが無いなど、生活に困窮した人に對して、相談窓口を設け、自立相談支援、就労準備支援、住居確保支援、学習支援、家計相談支援などの支援を行います。

「生活支援体制整備事業協議体」

市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークが協議体です。

「生活支援コーディネーター」

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をであり、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化を行います。このうち市全域を第1層コーディネーター、中学校区を第2層コーディネーターが担当し、第2層コーディネーターは、さらにニーズとサービスのマッチングを行います。

た行

「地域包括ケアシステム」

各地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる、働く人は働く環境を作り上げるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システムのこと。

な行

「認知症カフェ」

認知症の当事者やその家族、知人、医療やケアの専門職、そして認知症について気になる人などが気軽に集まり、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しむ場所のこと。人が足を運びやすい場所に開設され、必要に応じて相談も行う場所です。

「認知症初期集中支援チーム」

市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

「認知症地域支援推進員」

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を行います。

「ノーマライゼーション」

障害者は、他の者と異なったニーズを持つ特別な人間ではなく、人間的なニーズを充たすのに特別の困難を持つ普通の人間であり、障害者が他の市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができ、すべての人がノーマルな生活が送られる社会にしていこうとする考え方です。

は行

「フードバンク」

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

「ふれあい・いきいきサロン」

集会所など、地域の身近な場所で、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動、居場所のことです。主なものとして、高齢者のサロンが多くありますが、障がい者、子育て中の親のサロンなどもあります。その開催を提唱しているものです。